

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 60 2018年6月11日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

会員の皆様へ

ムダなダムをストップさせる栃木の会は解散し、

今後は 栃木県南地域の地下水を生かす市民ネットワーク

に託すことに決まりました

5月17日(木)17時より栃木県弁護士会館においてムダなダムをストップさせる栃木の会の総会が開かれ、2017年度(2018年3月末まで)の会計報告が承認された後、会の存続について話し合いがもたれた。その結果「ムダなダムをストップさせる栃木の会は役目を終えた」として解散することが決まった。

ムダなダムをストップさせる栃木の会は、2004年11月、思川開発事業(中核施設は南摩ダム)、湯西川ダム、ハッ場ダムの建設を阻止するための住民訴訟を支援する目的で発足した。訴訟は栃木県を被告とする思川開発事業の治水・利水負担金及び湯西川ダム並びにハッ場ダムの治水負担金の支出差止めを求める3ダム訴訟と宇都宮市を被告とする湯西川ダムの利水負担金の支出差止めを求める湯西川ダム訴訟の2つあった。3ダム訴訟は地裁判決が2011年3月に出て、原告・弁護団は直ちに東京高裁へ控訴した。2014年1月の控訴審判決は、「思川開発事業への利水者としての参画判断の際に基礎として事情に一部変更が生じていることや、水道用水供給事業としての今後の見通しに鑑みて、被控訴人が思川開発事業から撤退することも、政策的には選択肢の一つとして十分考え得る」としたが、結果は控訴棄却であった。その後最高裁へと進んだが、2015年9月に上告棄却等の決定がなされ、訴訟は終結した。一方の湯西川ダム訴訟は、2009年1月に宇都宮地裁判決、2010年8月には控訴審判決が出されたが、原告・控訴人側は3ダム訴訟への影響やこの訴訟に集中することを考え、上告等はしなかった。両訴訟とも、判決内容は行政の裁量権の範囲を際限なく広く認めるもので、住民にとって納得できないものであったが、裁判はとにかく終わった。

ムダなダムをストップさせる栃木の会は、弁護団の交通費等を支援すると共に、この間の法廷での原告、被告の主張、証人の証言内容、裁判官の様子など、また関連する報道記事、見学会のお知らせ、他県での訴訟の状況等を足かけ15年にわたり、「事務局だより」として会員にお知らせしてきた。

《次ページに続く》

会が役目を終えて解散することになったので、事務局だよりも今号をもって最終号とする。なお、会の会計残金は約15万円あるが、最終的には「栃木県南地域の地下水を生かす市民ネットワーク（代表大木一俊弁護士）」に託すことで了承された。会員諸氏の長年にわたるご支援に深く感謝申しあげます。

地下水をいかす市民ネットの設立と活動

弁護士 大木 一俊

栃木県は県南広域的水道整備事業を計画しています。この事業は、思川開発事業（その中核施設は南摩ダム）に参画し、ダムが完成した場合に得られる水を使って、栃木市、下野市、壬生町の2市1町に対する水道用水供給事業をするというものです。要は南摩ダムからの水の卸売りです。しかし、2市1町は豊富な地下水源を有しております、水道用水が足りない訳ではありません。必要なないものを売りつけるのですから水の押し売りです。そればかりか、安くておいしい水を飲んでいた2市1町の市民は、まずくて高い水を飲まなければならなくなってしまうのです。

その不当性を知った2市1町の市民ら、そんなことを許してはならないと立ち上がり、連携して活動をするために、2017年8月19日、地下水をいかす市民ネット（以下「市民ネット」と略します。）を立ち上げました。

この2市1町の市民が、自分たちの住む市町が、水道水をマズくて高くする県南広域的水道整備事業に参加させないようにするための活動をすることは重要です。しかし、それだけでは、県南広域的水道整備事業の問題点がそのままとなってしまいます。そこで、地下水100%の水道水を今後も維持し、問題の多い県南広域的水道整備事業を阻止するため、2市1町の住民が一緒になり、そして、広く他の市民とも手を携えて活動する必要があると考え、市民ネットの立ち上げに至ったのです。

差し当たっての活動は、2市1町の首長あての「地下水100%の水道水の維持を求める要望書」への署名活動です。3月12日までに、下野市の会は8369筆（うち下野市民は7313名）、栃木市の会は1842筆（うち栃木市民は1361筆）、壬生町の会は759筆（うち壬生町民は491筆）の合計1万0970筆もの署名を集めることができました。各会が集めた署名用紙の提出は、3月12日に、2市1町に提出しました。なお、栃木市の会と壬生町の会では、6月中の二次集約を目途に、引き続き署名活動を行い行っていますので、これについても是非ご協力ください。

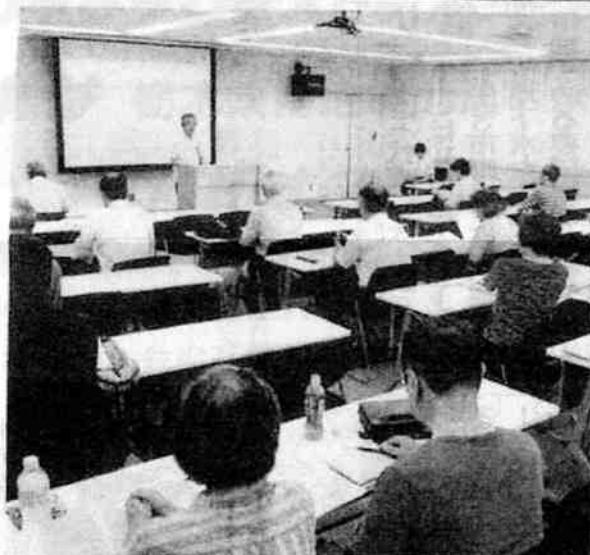
県南広域的水道整備事業によってマズくて高い水を飲むことになるのは2市1町の市民ですが、これを上手くいかない場合には、県費からの支出もあり得るので、2市1町の市民ではないからと言って安心はできません。必要もない県南広域的水道整備事業を止めさせなければなりません。

私たちの趣旨に賛同される方は、是非とも、市民ネットに参加するとともに、署名活動にもご協力ください。

茨城三重好 60 2015年8月20日(日曜日)

2017年(平成29年)8月20日(日曜日)

下 里子



住民らの一層の連携を確認した市民ネットワーク設立集会=19日午前、宇都宮市

鹿沼市の思川開発事業（南摩ダム）を巡り栃木、宇都宮でネットワーク設立集会を考える市民団体「栃木県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク」の設立集会が19日、宇都宮市明保野町の県弁護士会館で関係者や市民ら約40人が参加し開かれた。

ダム完成後、県が3市町にダムの水を卸売りする計画があり、「実現すれば3市町の水道料金が上がり水質が低下する恐れがある」として、2016年から3市町には計画に反対する市民団体が相次ぎ発足。市民ネットは3団体の連携強化を図ろうと発足した。

集会では3団体それぞれ

地下水利用訴え連携

思川開発事業巡り市民3団体

宇都宮でネット設立集会

が活動状況を報告。「各市町はダムの水を使わず、水道用水は現状通り地下水100%で賄つてほしい」との趣旨の要望・陳情書を各市町や議会に提出していることなどを説明した。

採択された規約で「3市町の市民が豊かな地下水を水道水源として、持続的に利用する」ことを活動目的に据えた。閉会後、役員会に当たる運営委員会を開き、代表者を今後選定することや、9月から3団体で統一的な内容の署名活動を行う方針などを確認した。

木・同ネット準備会代表の大木一俊弁護士は「（水利権の問題は）県民全体に関わるテーマでもあり、計画の疑問点をさらに広く問題提起したい」と話した。

(手塚京治)

新規開拓の実現を会員としてお手伝いにこなす方へ

2018/3/13

下野新聞

思川開発巡り 地下水使用要望

鹿沼市の思川開発事業
3市町に市民団体
(南摩ダム) を巡り市民団
体「栃木県南地域の地下水
をいかす市民ネットワー

下野新聞→

2018年3月13日
南摩ダムを巡り、下野市、栃木市、壬生町の市民団体が3市町長あての要望書と署名簿を提出した。

ク」(代表・大木一俊弁護士)は12日、栃木、下野、壬生3市町長に、水道用水に地下水を使い続けるよう求めめる要望書を、署名約1万人分と共に提出した。南摩ダム完成後、県が3市町にダムの水を卸売ります

る計画がある。同ネットワークは「地下水のみを使つて」などとある。南摩ダムの水(河川の表流水)が加わることになり、水道料金の上昇と水質の低下を



署名簿を提出する大木代表
(右端)ら 12日午前、下野市役所

招く」と懸念している。

この日は3市町の担当部

署を訪れ要望書と署名簿を提出。下野市役所を訪れた

大木代表は「安く、おいしく、安定供給される地下水

利用の維持をぜひ検討し

て」と訴え、同市の長歎總合政策部長は「県や関係市町でつくる」協議会で議論し、必要に応じ市民や議会と情報共有したい」と答えた。

また3、4月の壬生町議選と栃木市議選の立候補予定者に行ったアンケート結果も同日公表。全体の約2割の11人が回答し、「情報が住民に周知されていると思うか」との問い合わせに全員が「思わない」と答えたことがなじを明らかにした。

ハッ場ダム・思川開発・湯西川ダム裁判
報告—6都県住民11年のたたかいで
は、未だ残部があります。お問合せは
高橋比呂志さん(0289-63-1571)
までお願いします。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571